

杉並区男女共同参画行動計画

令和 4 年度（2022 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

(案)

令和 4 年(2022 年) 6 月



杉並区男女共同参画都市宣言

人は歴史を創り 人は未来を創る

思いやりの心をもとに

男女が 性別を超え 世代を超え

互いに個性や能力を尊重し

さまざまな分野に参画し

心豊かな 明日の世代へ夢をつなげ

平等と平和の輪を広げるため

杉並区は

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成9年12月1日



【目 次】

	ページ
◆第1章 計画の基本的事項	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	2
5 SDGsとの関係	2
◆第2章 計画を取り巻く動向等	3
1 世界の動き	3
2 国の動き	4
3 東京都の動き	4
4 杉並区の取組状況と課題	4
◆第3章 計画の体系と内容	12
1 計画の体系	12
2 取組方針1 家庭・職場における男女共同参画と ワーク・ライフ・バランスを推進する	14
3 取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する	18
4 取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する	20
5 取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する	21
6 取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する	23
◆第4章 計画の推進に向けて	25
1 区役所における男女共同参画の推進	25
2 計画の推進体制と進捗管理	26
◆資料編	27
策定経過	27
杉並区男女共同参画推進区民懇談会運営要綱	28
杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員名簿	29
男女共同参画社会基本法	30
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	33
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	39
男女共同参画に関する行政関係年表	46

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の趣旨

○区では、男女共同参画社会の実現に向け、平成7年（1995年）3月に「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」を策定した以降、7回にわたり計画改定を行い、時代の変化に応じた取組を推進してきました。直近の平成30年（2018年）3月に改定した同年4月を始期とする「杉並区男女共同参画行動計画」は、令和3年度（2021年度）で終期を迎えることとなります。

○こうした中で区は、昨年10月に、令和4年度（2022年度）からの概ね10年程度を展望した区の最上位計画である「杉並区基本構想」を策定しました。新たな基本構想では、「認め合い 支え合う」をはじめとした3つの基本的理念のもと、杉並区が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現を図ることとしました。

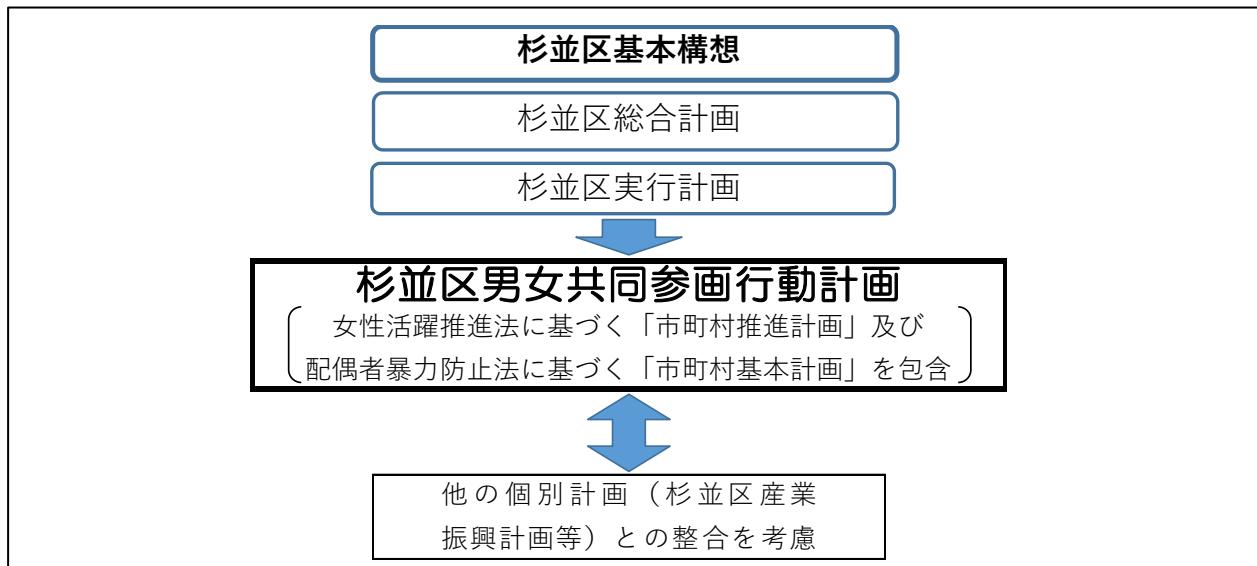
○これらの経過を踏まえ、本計画を取り巻く状況や令和3年度（2021年度）に区が実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果、「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」の意見等を参考にしつつ、更なる取組の推進を図るために、本計画を改定することとしたものです。

2 計画の位置付け

○本計画は、「杉並区基本構想」をはじめとする上位計画を踏まえた個別計画として、男女共同参画社会の実現に向けた区の基本理念や取組方針と具体的な取組内容等を総合的・体系的に示すもので、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」となります。

○また、本計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含するものとします。

【計画の位置付け】



3 計画の期間

- 本計画の期間は、「杉並区総合計画」との整合性を図り、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とします。
- なお、上位計画である「杉並区総合計画」の改定等を踏まえて、所要の改定・見直しを行っていきます。

4 計画の基本理念

- 本計画の基本理念は、改定前の計画における基本理念「わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ」を基本的に継承することとしつつ、より覚えやすく伝わりやすいものとして、次のとおりとします。

誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち

5 SDGsとの関係

- 平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、本計画期間の終期となる令和12年（2030年）に向けた国際目標である「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が採択されました。
- このSDGsでは、ゴール（目標）の「5 ジェンダー平等※を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」をはじめ、本計画と関係するゴール（目標）及びターゲット（対象）が設定されています。

※ジェンダー平等…ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

- このことを踏まえて、区の男女共同参画社会の実現に向けた取組とSDGsとの対応関係を明示（P.12参照）するとともに、今後ともSDGsの考え方と軌を一にした取組を進めています。

【本計画と関係するSDGsのゴール（目標）】

 1 共同なくそう 貧困をなくす	ゴール1 「貧困」 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう 人や国の不平等をなくす	ゴール10 「不平等」 国内及び各国間の不平等を是正する
 3 すべての人に健康と福祉を 健康と福祉を	ゴール3 「保健」 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 11 住み届けられるまちづくりを 住み届けられるまちづくりを	ゴール11 「持続可能な都市」 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 4 質の高い教育をみんなに みんなに	ゴール4 「教育」 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を	ゴール13 「気候変動」 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう 実現しよう	ゴール5 「ジェンダー」 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 16 平和と公正をすべての人に 平和と公正をすべての人に	ゴール16 「平和」 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 繁荣がいる経済成長も 経済成長も	ゴール8 「経済成長と雇用」 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	 17 パートナーシップで目標を達成しよう パートナーシップで目標を達成しよう	ゴール17 「実施手段」 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

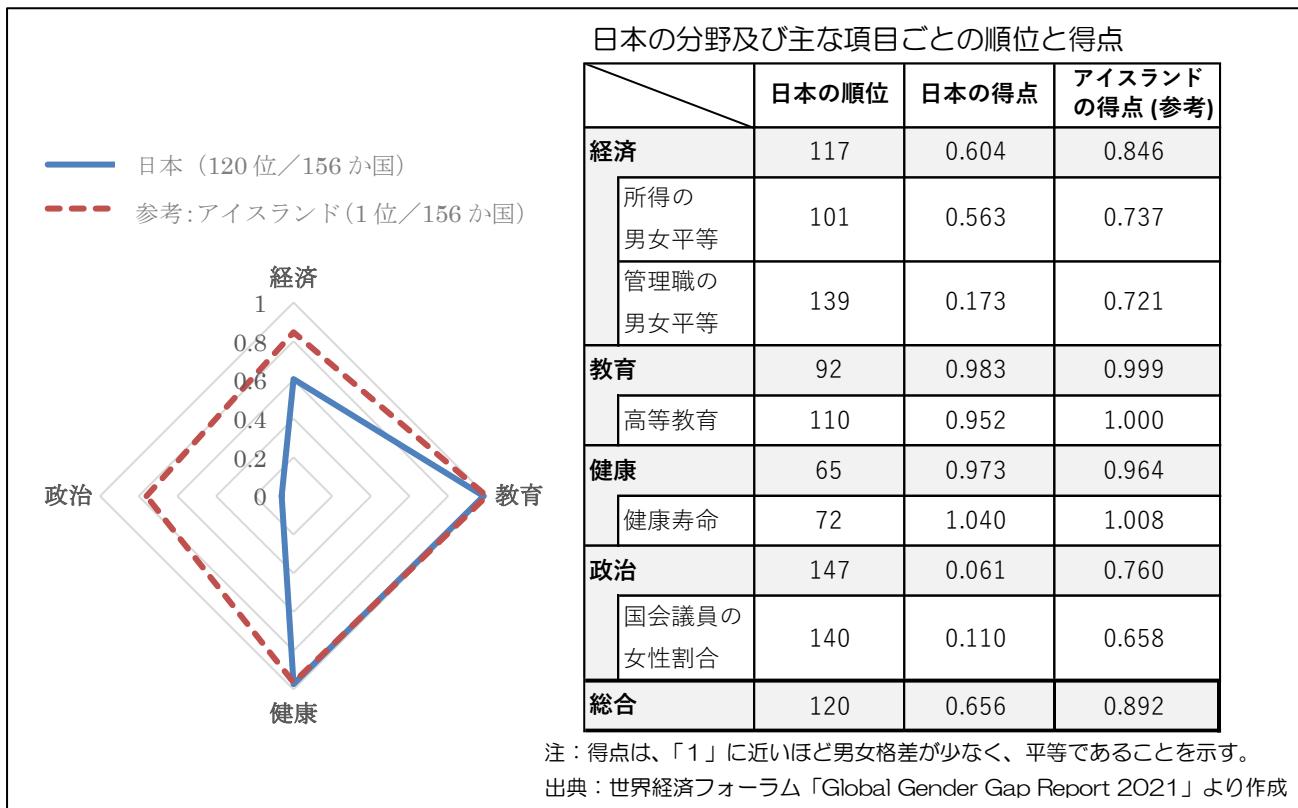
第2章 計画を取り巻く動向等

1 世界の動き

○前述したSDGsのゴール（目標）の「5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」におけるターゲット（対象）では、「2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが掲げられ、それに向けて各国の取組が加速しています。

○一方、令和3年（2021年）3月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数※2021」において、日本は156か国中120位（G7諸国では最下位）となるなど、依然として日本の女性の活躍は進んでいない状況です。

【ジェンダー・ギャップ指数 2021（概要）】



※ジェンダー・ギャップ指数…世界経済フォーラムが各国の男女間における格差を経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野の平均から算出し、数値をランク付けしたもの。

○また、現在では新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、世界各地でDVや虐待、貧困が問題となっているため、国連機関から各国政府に対して、迅速かつ的確な対応が求められています。

2 国の動き

- 国は、平成 11 年（1999 年）に制定した男女共同参画社会基本法に基づく基本計画を策定し、男女共同参画を促進するための施策を推進しています。令和 2 年（2020 年）12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、令和 3 年度（2021 年度）から 5 年間を見据えた具体的な施策に取り組んでいます。
- 平成 27 年（2015 年）8 月に 10 年間の時限立法として制定した「女性活躍推進法」が令和元年（2019 年）に改正され、令和 4 年（2022 年）4 月以降は一般事業主行動計画の策定や女性の職業生活に関する活躍の情報公表の義務が、常時雇用する労働者数 101 人以上（改正前は 301 人以上）の事業主に拡大されました。
- このほか、平成 30 年（2018 年）6 月の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の制定や、令和元年（2019 年）6 月の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の制定など、男女共同参画の観点に立った法律の制定・改正等が進められています。

3 東京都の動き

- 東京都は、平成 12 年（2000 年）3 月に、「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、男女平等参画の促進に関する基本理念並びに都、都民及び事業者の責務を明らかにしました。
- 平成 14 年（2002 年）1 月には、「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定し、以降 5 年毎に計画の改定を行なながら取組を推進しています。
- また、平成 30 年（2018 年）10 月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元年（2019 年）12 月に「性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、共生社会のまちづくりに向けた取組等を進めています。

4 杉並区の取組状況と課題

- 改定前の「杉並区男女共同参画行動計画（平成 30 年度（2018 年度）～令和 3 年度（2021 年度））」では、3 つの目標を掲げ、具体的な取組を推進してきました。その取組状況と今後の課題は、次のとおりです。

(1) 目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり

①取組状況

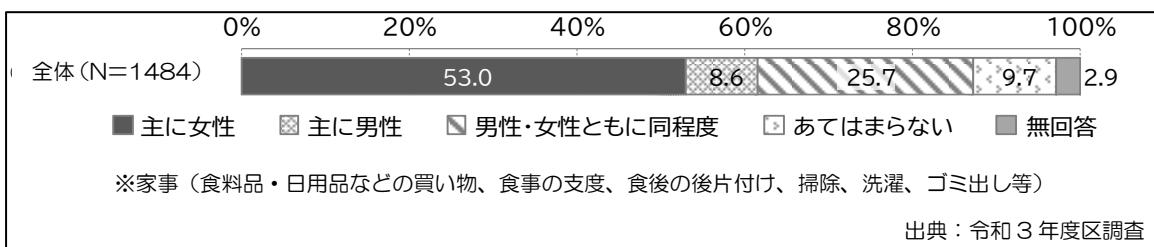
課題	主な実績（概要）	成果指標とその推移
1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進	<p>安心して子育て・介護等ができる環境整備の取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の整備（令和3年（2021年）4月現在で、累計3,459人分の認可保育所定員を確保）を計画的に進め、平成30年度（2018年度）以降4年連続で「待機児童ゼロ」を実現 ・乳幼児親子を主な利用対象とする「子ども・子育てプラザ」の整備（令和3年度（2021年度）末で累計5所）を推進 ・家族介護者支援事業により、毎年平均約8,100人をサポート 	<p>仕事と生活の調和が図られていると感じる人の割合</p> <p>平成30年度（2018年度） 64.0%【実績】 ↓ 令和元年度（2019年度） 68.0%【実績】 ↓ 令和2年度（2020年度） 66.5%【実績】 ↓ 令和3年度（2021年度） 80.0%【目標値】</p>
2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	<p>女性が働きやすい職場づくりの取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や従業員等を対象とする、働き方改革等に関するセミナーを毎年開催（毎年平均約70人が参加） ・区内の子育て優良事業者を表彰（平成30年度（2018年度）以降では16団体）し、当該事業者の取組内容等を公表・周知 	
3 就労、再就職、能力開発の推進	<p>出産・育児等を終えた女性の再就職等支援の取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性再就職支援セミナーを毎年開催（毎年平均約30人が参加） ・ハローワークと連携し、保育士や介護職等の就職面接会を定期的・継続的に実施（毎年平均約28回開催） 	<p>【成果指標の説明】 区民意向調査による</p>

②今後の課題

「1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進」について

○東京都の「令和元年度男性の家事・育児参画状況実態調査」では、週平均の家事・育児関連時間は男性より女性が約5時間多い結果となっています。この状況は、区が令和3年度（2021年度）に実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」（以下「令和3年度区調査」という。）でも同様の傾向となっています。

【家庭での役割分担（家事）】



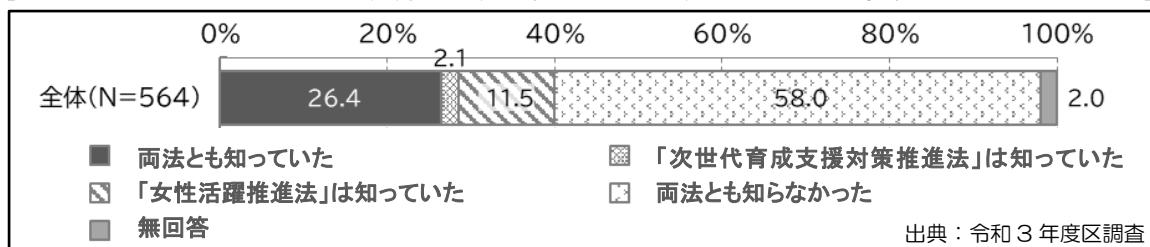
○また、現在のコロナ禍において、テレワーク等により家族の在宅時間が増えたことで家庭における家事総量が増加した結果、女性の家事・育児時間が拡大している状況にあります。

○これらのことから、男性の主体的な家事・育児参画を促すための機運の醸成と支援を一層進め、女性の家事・育児時間の減少や社会に参画するための時間の創出とともに、男性の生涯にわたるより豊かな人生につなげていく必要があります。また、男女が仕事と生活を両立することに資するよう、引き続き、安心して出産と子育てができる環境整備等を推進することが求められます。

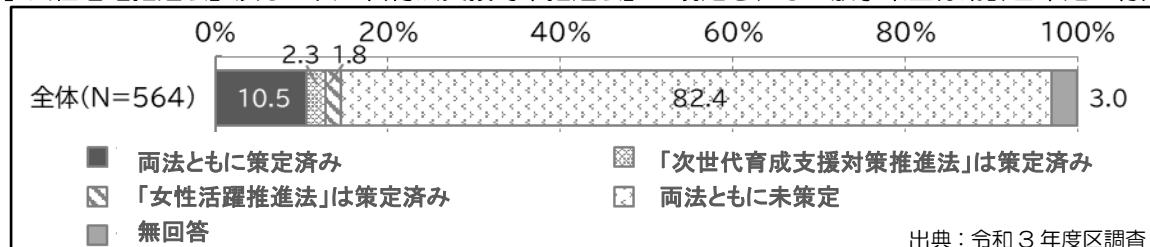
「2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進」について

○国は、女性活躍推進法において、令和4年（2022年）4月から、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定を義務化しました。しかし、区内には常時雇用する労働者が100人以下の事業所が多いことに加え、「令和3年度区調査」では、区内事業所における一般事業主行動計画の認知度は総じて低く、同計画を未策定の事業所が多い実態にあります。

【「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に規定される一般事業主行動計画の認知度】



【「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に規定される一般事業主行動計画策定の有無】

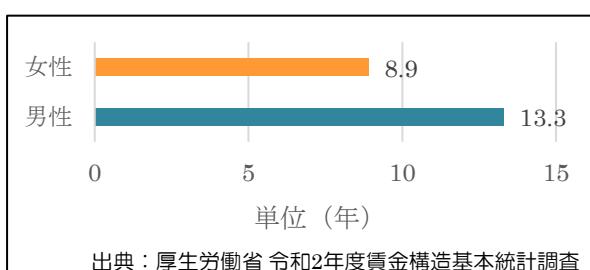


○これらのことから、引き続き、働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向け、区内事業所に対する一般事業主行動計画の策定支援をはじめ、仕事と生活の調和に関する意識啓発や働き方改革等をより一層促していく必要があります。

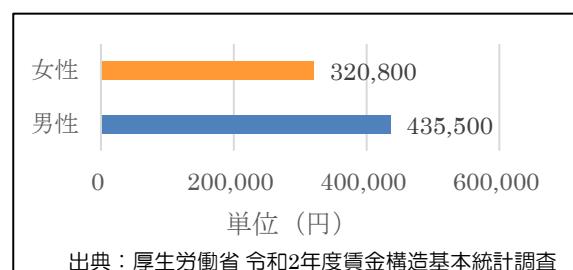
「3 就労、再就職、能力開発の推進」について

○厚生労働省の「令和2年度賃金構造基本統計調査」では、都内における平均勤続年数は男性が女性の1.49倍となっており、全国平均（1.44倍）よりも男女差が大きくなっています。また、都内においては女性の所定内給与は、男性の74%に止まっており、「令和3年度区調査」でも、職場での「昇進・昇給に男女差がある」とした回答が多く寄せられています。これらの状況から、働く場においては依然として男性優位の実態にあることが否めません。

【東京都 男女別平均勤続年数】



【東京都 男女別平均月収】



○これらのことから、今後とも、区内事業所に対して男女格差を是正するための取組を促すとともに、事業所における女性の採用・再就職や女性による創業等を支援していく必要があります。

(2) 目標Ⅱ あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり

①取組状況

課題	主な実績（概要）	成果指標とその推移
4 意思決定過程における男女共同参画の推進	働く場における女性活躍推進の取組として、 ・区役所の女性管理職の割合（目標 20%以上に対し、令和 3 年（2021 年）4 月現在 23.7%）及び女性係長級の割合（目標 45%以上に対し、同 42.6%）を高める取組を推進 ・区内事業所に対し、「ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」の配布等により、職場の意識改革や風土の改善の働きかけを実施	社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 平成 28 年度（2016 年度） 11.1%【実績】 ↓ 令和元年度（2019 年度） — * ↓ 令和 2 年度（2020 年度） — * ↓ 令和 3 年度（2021 年度） 30.0%【目標値】 8.0%【実績】 ※当該年度は調査を実施していない。
5 防災分野における男女共同参画の推進	過去の震災等による教訓を踏まえた防災分野の取組として、 ・女性の観点を取り入れた震災救援所運営や備蓄品の配備を推進 ・区の防災会議委員に女性の参加を促進（令和 3 年（2021 年）4 月現在で 32 人中 5 人が女性委員）	
6 地域における男女共同参画の推進	性別にかかわらず地域活動に積極的な参加を促す取組として、 ・地域住民活動や NPO 等の活動支援を、すぎなみ協働プラザ等と連携して実施 ・すぎなみ地域大学（毎年平均 25 回の講座開催）による人材育成等を実施	
7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり	性別による固定期的な役割分担意識の解消等を図る取組として、 ・男女平等推進センター事業（啓発講座（毎年 5 回）、情報提供及び相談事業）を通じた区民等への啓発を推進 ・職員に対する人権教育研修（毎年平均約 260 人が受講）など、学校教育や家庭等における啓発活動事業を実施	【成果指標の説明】 男女共同参画に関する意識と生活実態調査による

②今後の課題

「4 意思決定過程における男女共同参画の推進」について

○東京都の「令和 2 年度男女雇用平等参画状況調査」では、都内事業所の管理職（課長相当職）に占める女性の割合は 11.4%で毎年上昇しています。これに対し、「令和 3 年度区調査」における、区内事業所における課長相当職に占める女性の割合は 23.2%でした。しかし、前述したジェンダー・ギャップ指数 2021 による日本における女性の管理職比率は 156 か国中 139 位であり、国際社会と比較して女性の登用は進んでいません。

【管理職に占める女性の割合（課長相当職）】



○こうした男女格差の根本的な要因には、長時間労働を前提とした働き方に加え、固定的な性別による役割分担意識と性差による偏見・思い込みが多く企業風土に根強くあることが考えられます。

○これらのことから、区内事業所に対し、性別にかかわらず能力・適正に応じた職への配置に努め、女性も男性もキャリアを重ね、指導的な地位に就くことができる女性活躍の推進をより一層促していく必要があります。

「5 防災分野における男女共同参画の推進」について

○震災・風水害による大規模災害発生後は、すべての人々の生活が脅かされ、その中でも特に弱い立場に置かれことが多い女性や子ども等に対する影響が大きいことが指摘されています。

○また、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、感染症対策を含む震災・風水害時の避難所運営等においても、男女共同参画の視点をより一層反映することが求められています。

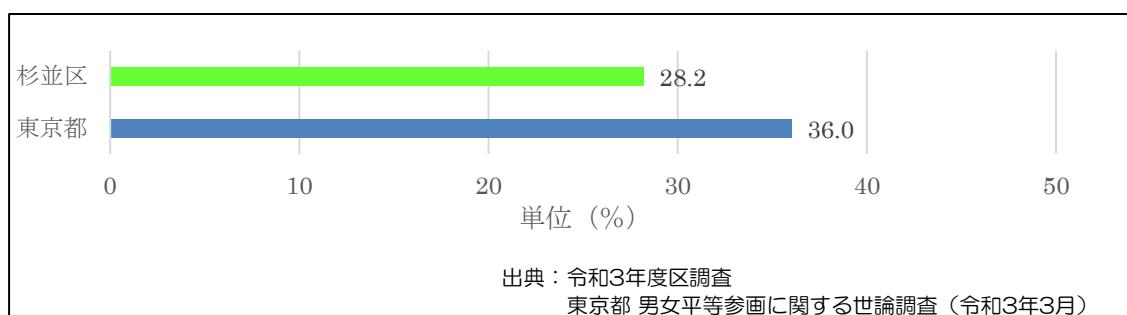
○これらのことから、防災分野における平常時からの備え、初動期の対応、発災後の避難生活など、災害対策の各段階において、より一層女性の視点を取り入れるとともに、有事の際に女性の視点で活躍することができる人材の育成を図る必要があります。

「6 地域における男女共同参画の推進」について

○核家族化の進展や地域社会のつながりが希薄化している中で、今後も区民が安心・安全に地域で暮らしていくためには、多様な意見が地域活動に反映されるよう、男女が共に参画する良好な地域コミュニティの形成が課題となります。

○「令和3年度区調査」では、地域活動（自治会やPTAなど）の場において男女平等となっていると回答した割合は28.2%となっており、東京都の「男女平等参画に関する世論調査（令和3年3月）」と比較して低い傾向にあります。

【「地域の活動の場」において男女平等となっていると回答した人の割合（区・東京都比較）】

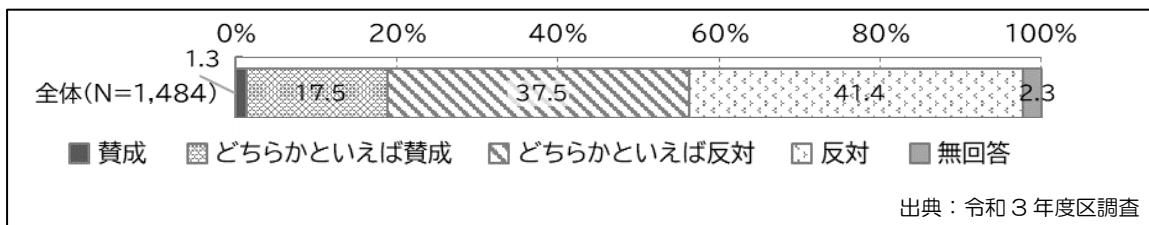


○これらのことから、より多くの区民が、性別等にかかわらず地域活動に参画するよう促すとともに、地域団体に対する男女共同参画の推進に向けた意識啓発に、より一層取り組んでいく必要があります。

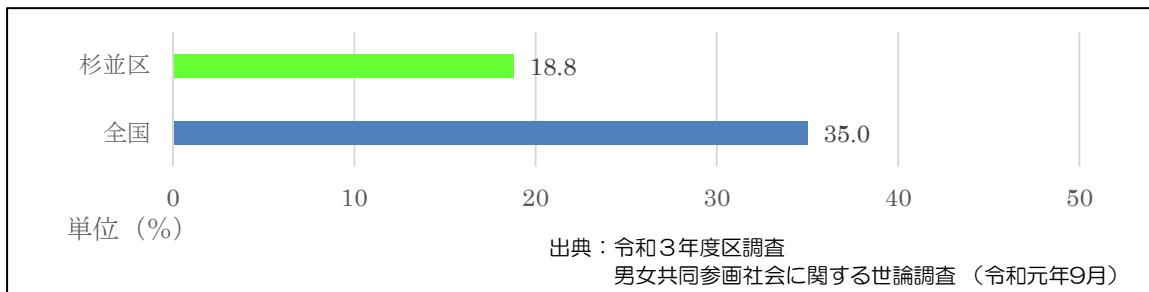
「7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり」について

○男女共同参画社会の実現に向けて、阻害要因となる固定的な性別による役割分担意識や性差による偏見・無意識の思い込みは、女性・男性のあらゆる世代に存在しています。「令和3年度区調査」でも、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する反対または「どちらかといえば反対」とした回答が全体で78.9%を占めているものの、次のとおり「賛成」または「どちらかといえば賛成」とする回答があります。

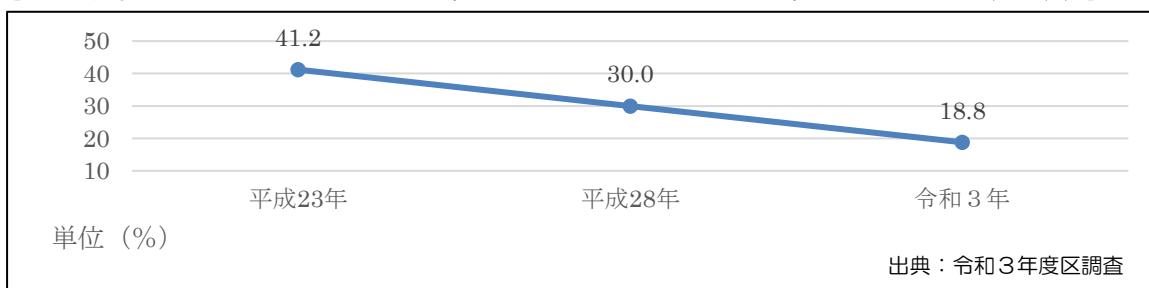
【「男は仕事、女は家庭」という考え方】



【「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する賛成またはどちらかといえば賛成回答（区・国比較）】



【「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する賛成またはどちらかといえば賛成回答（区推移）】



○また、同調査による「社会全体で見た場合、男女平等になっているか」の回答は、全体で82.1%が「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答しています。

○加えて、性的少数者（性的マイノリティ）の人々に対し、社会生活の様々な面で偏見や差別等の人格に関わる問題が発生しています。

○このことから、男女共同参画社会を実現するためには、区民や地域団体のほか、学校教育等を通じて、長年の中で形成された社会の意識改革に向けた機運や人権尊重の意識を醸成し、人々の行動変容等を促す取組をより一層推進していく必要があります。

(3) 目標Ⅲ すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり

①取組状況

課題	主な実績（概要）	成果指標とその推移
8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実	<p>暴力を許さない意識づくりの取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所でのパネル展や区施設へのポスター掲示のほか、医療機関への啓発カードの設置等により、配偶者等暴力防止の啓発活動を推進 <p>また、被害者等支援の取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV 専用ダイアルの運営、各保健センターや子ども家庭支援センター等における各種相談業務に加え、配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、関係機関との連携による適切な被害者支援を実施 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 生きがいを感じている人の割合 </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 平成 30 年度（2018 年度） 77.7% 【実績】 ↓ 令和元年度（2019 年度） 77.9% 【実績】 ↓ 令和 2 年度（2020 年度） 77.6% 【実績】 ↓ 令和 3 年度（2021 年度） 85.0% 【目標値】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【成果指標の説明】 区民意向調査による </div>
9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進	<p>ひとり親家庭や障害者などの生活上の困難等を支援する取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等ホームヘルプサービス（毎年平均約 48 世帯が利用）や、母子生活支援施設への入所等支援（毎年平均約 31 世帯が入所）を総合的に実施 	
10 生涯を通じた心とからだの健康支援	<p>誰もが心身ともに健康でいきいきと生活するための取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査等による生活習慣病予防対策や、がん検診、心の健康づくりに関する講演会（毎年平均約 330 人が参加）等を定期的に実施 	

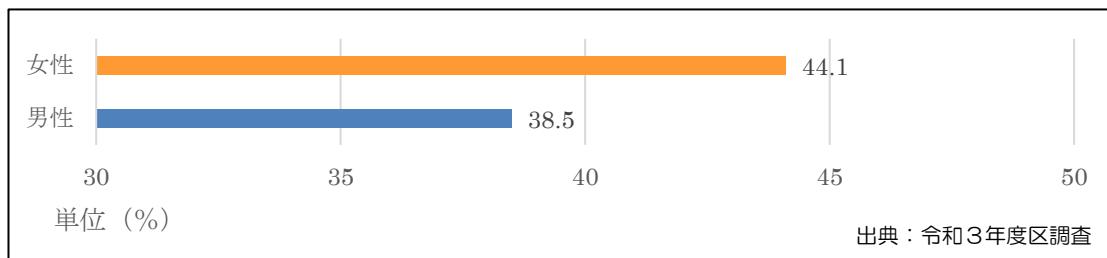
②今後の課題

「8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実」について

○配偶者やパートナー等からの暴力（DV）は重大な人権侵害で、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。我が国の DV 被害者は、女性がその多くを占めており、そうした背景には、男女の社会的地位や経済力の格差のほか、固定的な性別による役割分担意識等があると考えられます。

○「令和 3 年度区調査」でも、DV 被害を経験した方は女性が 44.1%、男性が 38.5% と、女性が多い状況にあります。特に最近では、コロナ禍の影響に伴う生活不安やストレス等から DV の増加・深刻化等が懸念されています。

【DV 被害を経験したことのある割合】



○これらのことから、DV 被害の実態を踏まえ、とりわけ女性に対するあらゆる暴力を根絶するための取組と、DV 被害者への相談・支援の充実等を通して、地域社会全体に暴力を未然に防ぐとともに、容認しない意識と行動を、より一層促していく必要があります。

「9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進」について

- ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、負担が大きいことに加え、経済的に困窮するケースもあります。令和3年（2021年）10月の区内におけるひとり親家庭（単身赴任含む）は、母子世帯が約4,762世帯、父子世帯が約560世帯と推計しており、母子家庭が全体の約89.5%を占めています。
- 障害者に対しては、平成28年（2016年）4月に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、障害者が直面する社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を求めています。こうした取組を進める上で、特に障害のある女性は、障害に加え、女性であることで更に複合的な困難が生じる場合があることに留意する必要があります。
- また、高齢化の進展に伴い、区内の高齢者人口は増加の一途をたどっており、区内在住外国人も近年ではコロナ禍の影響により減少傾向にあるものの、中長期的なトレンドとしては増加傾向にあるなど、区内における人口構造は変化しています。
- これらのことから、引き続き、男女共同参画の視点に立って、ひとり親家庭をはじめ、様々な事情や理由により困難な状況に置かれている人々が地域で安心して暮らせるよう、必要な支援に取り組んでいく必要があります。

「10 生涯を通じた心とからだの健康支援」について

- 男女共同参画社会の実現に向けては、男女がそれぞれの性差を理解し合うとともに、心身の健康について適切に自己管理することが求められます。その中で、女性には妊娠・出産や月経随伴症状、女性ホルモンの低下等による更年期症状など、女性特有の健康問題があります。
- 近年、概ね減少傾向にあった東京都における自殺者数は、令和2年（2020年）に増加しました。この自殺者数のうち、男性が全体の3分の2を占めていますが、女性は前年からの増加率が13.3%となっており、コロナ禍の影響による女性の健康問題や経済的な問題などが深刻化した可能性も考えられます。
- これらのことから、男女共同参画の視点に立ち、男女の性差に応じた心と体の健康支援の取組を、引き続き、推進していく必要があります。

第3章 計画の体系と内容

1 計画の体系

○本計画の体系は、次のとおり前述した「計画の基本理念」(P.2) 及び「今後の課題」(P.4~11) を踏まえるとともに、ジェンダー平等の視点を重視して再構築し、5つの取組方針及び16の取組項目のもと、具体的な取組を推進することとします。

○なお、すべての取組項目に指標を設定し、本計画の進捗状況の点検・評価に活用していきます。

※取組方針1及び2は女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」を、取組方針4は配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含しています。

基本理念

誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち

取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

<基本的な考え方>

- 依然として、固定的な性別による役割分担意識が根強く残っている実態を踏まえ、家庭や職場での意識改革と男女のより良い協働を図ります。出産・子育て環境や介護者支援の充実に取り組み、これらを通して、家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します。



取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

<基本的な考え方>

- あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境づくりの推進を図るため、未だ十分とは言えない、事業所における女性登用や意思決定過程への女性参画を拡大します。



取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進す

<基本的な考え方>

- 性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、区民等に向けた性差に関する固定観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組を推進します。



取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

<基本的な考え方>

- 配偶者等からの暴力(DV)による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。



取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

<基本的な考え方>

- 妊娠・出産等の女性特有の健康問題の存在や、ひとり親家庭の多くが母子家庭である実態を踏まえ、女性活躍を推進する観点から、女性の健康と生活の困難を支援する取組を推進します。



区分	取組項目	No.	事業名	ページ
取組方針1	(1)男性の家事・育児への参画の促進	1	男性の家事・育児支援講座	【新】 14
		2	パパと遊ぼう	【新】 14
		再掲	(No.3 の一部) 出産育児準備教室	14
	(2)安心して出産と子育てができる環境の充実	3	安心して妊娠・出産ができる環境の整備	14
		4	産後における母子支援の充実	14
		5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	15
		6	地域における子育て支援体制の充実	15
		7	保育施設等の整備・充実	15
		8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	15
		9	学童クラブの整備・充実	15
		再掲	(No.49) 特定不妊治療費の助成	【新】 15
		再掲	(No.50) 不妊相談	【新】 15
	(3)介護者支援の充実	10	家族介護者支援事業の充実	16
		11	介護における心の相談	【新】 16
		12	ダブルケア等の支援	【新】 16
	(4)誰もが働きやすい職場づくりの推進	13	ワーク・ライフ・バランスセミナー	16
		14	事業所への働き方改革に関する情報提供	16
		15	子育てを応援する企業・事業所の取組推進	16
		16	総合評価方式による入札	16
		17	一般事業主行動計画の策定等支援	【新】 16
	(5)就労支援の充実	18	女性の再就職支援の推進	17
		19	創業支援	17
		20	ひとり親の就業支援	17
取組方針2	(6)事業所における女性登用の積極的推進	21	区役所における女性活躍の推進	18
		22	事業所における女性活躍の推進	18
	(7)意思決定過程への女性の参画促進	23	区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進	18
		24	多様な区民参加手法の推進	18
	(8)男女共同参画に配慮した防災対策の推進	25	地域防災における男女共同参画の推進	19
		26	防災会議における男女共同参画の推進	19
		27	女性のための防災講座	【新】 19
取組方針3	(9)区民・地域に対する男女共同参画の啓発	28	男女平等推進センター啓発講座	20
		29	男女平等推進センターにおける情報・資料提供	20
		30	男女共同参画啓発講座	20
		31	性的少数者に対する理解の促進	20
		32	地域団体への男女共同参画の意識づくり	【新】 20
	(10)学校教育等における男女共同参画の啓発	33	学校における男女平等教育の推進	【新】 20
		34	教職員に対する人権教育研修	20
取組方針4	(11)女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供	35	配偶者暴力等防止啓発活動の推進	21
		36	若年層に対する暴力防止教育の推進	21
		37	女性に対する暴力防止講座	【新】 21
	(12)配偶等暴力等に関わる相談体制の充実	38	DV 専用ダイアル	21
		39	あらゆる暴力・女性の問題に対する相談	21
		40	母子・女性・家庭相談	21
		41	子どもと家庭の相談	21
	(13)配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化	42	配偶者暴力相談支援センターの運営	22
		43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置	22
		44	母子生活支援施設への入所等支援	22
		45	各種関係機関・府内関係各課との連携	22
取組方針5	(14)ひとり親家庭支援の充実	46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	23
		47	ひとり親家庭相談	23
	(15)女性がいきいきと暮らせる健康づくり	48	心の健康づくりの推進	23
		49	特定不妊治療費の助成	【新】 23
		50	不妊相談	【新】 23
		51	子宮頸がん・乳がん検診	【新】 23
	(16)女性の生活に関わる相談体制の充実	52	男女平等推進センター相談事業	24

※【新】は新たに計画化した事業。

2 取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

取組項目① 男性の家事・育児への参画の促進				
No.	事業名	事業内容（担当課）		
1	男性の家事・育児支援講座 【新】	男女平等推進センター啓発講座において、区内で活動する地域団体やNPO法人等による企画・運営による「男性の家事・育児への参画促進」のための講座を実施します。 (男女共同参画担当)		
2	パパと遊ぼう 【新】	子ども・子育てプラザにおいて、家族ぐるみの利用と父親の育児参画の促進を図るため、土・日曜日の事業として「パパと遊ぼう」を実施します。 (児童青少年課)		
再掲	出産育児準備教室 (事業番号No.3の一部)	妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う「母親学級」と、両親で協力して育児をする動機付け等を図る「パパママ学級」を実施します。 (子ども家庭部管理課) (保健サービス課)		
取組項目① の 指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合 【指標の説明】 男女共同参画に関する意識と実態調査による	25.7%	40.0%	45.0%	50.0%

取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実		
No.	事業名	事業内容（担当課）
3	安心して妊娠・出産できる環境の整備	ゆりかご面接 全妊婦を対象に、保健師等の専門職が面接を行い、心身の状況や家庭の状況等に応じた区のサービス等を盛り込んだ支援プランを作成し、妊娠から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行います。 (子ども家庭部管理課) (保健サービス課)
		出産育児準備教室 妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う「母親学級」と、両親で協力して育児をする動機付け等を図る「パパママ学級」を実施します。 (子ども家庭部管理課) (保健サービス課)
		妊産婦及び乳児の死亡率の低下や障害予防に役立てるため、妊産婦健康診査を実施します。また、妊娠中の歯と口腔の保持増進を図る妊婦歯科健康診査と、産婦の身体的・精神的な健康の保持を目指した産婦健康診査を実施します。 (子ども家庭部管理課) (保健サービス課)
4	産後における母子支援の充実	母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るために、心身の不調や育児不安がある母子を対象に支援する「産後ケア事業」を実施します。 (子ども家庭部管理課) (保健サービス課)

5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	ファミリー・サポート・センター事業	短時間の子どもの預かりや保育園等への送迎等、子育て支援が必要な利用会員と、支援ができる協力会員による相互援助活動を実施します。（子ども家庭部管理課）
		訪問育児サポート事業	〇歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポート者が訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行います。（子ども家庭部管理課）
		一時預かり事業	子育て中の保護者のリフレッシュ等を目的として、乳幼児の一時預かりを実施します。（子ども家庭部管理課）
		子育て応援券事業	「親の子育て力」と「地域の子育て力」を高めることにより、子どもが健やかに育ち、子育てを共に支える地域をつくことを目的として、民間事業者等が実施する子育て支援のサービスに利用できる「子育て応援券」を区内の子育て世帯と妊産婦に交付します。（子ども家庭部管理課）
6	地域における子育て支援体制の充実	子どもセンター	地域の子育て支援情報の提供や、様々な子育て支援サービス・施設の利用に関する相談を行います。（子ども家庭部管理課）
		子ども・子育てプラザ	乳幼児親子同士の交流の機会や安全・安心な遊びの場が提供できるよう、子ども・子育てプラザを区内14か所に整備する取組を計画的に進めます。（児童青少年課）
7	保育施設等の整備・充実	歳児別・地域別の保育需要に見合った整備に取り組み、引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境を実現します。（保育課）	
8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	障害児保育の拡充	障害児保育の需要に応えるため、区立保育園の障害児指定園15園のほか、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、医療的ケアが必要な児童の受け入れの拡充を図ります。（保育課）
		病児保育	病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かります。（保育課）
9	学童クラブの整備・充実	小学校内に学童クラブを整備していくことを基本としながら、小学校に近接する小学生の放課後等の居場所の機能などを移転した後の児童館施設や区立施設等のスペースを有効に活用し、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、日常生活及び社会生活を豊かにするために医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、学童クラブでの受入体制の充実を図ります。（児童青少年課）	
再掲	特定不妊治療費の助成(事業番号No.49) 【新】	高額な治療費のかかる特定不妊治療に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。（健康推進課）	
再掲	不妊相談 (事業番号No.50) 【新】	妊娠を望む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座、認定専門看護師等の専門職による相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。（健康推進課）	

取組項目②の指標

指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
子育てが地域に支えられていると感じる人の割合 〔指標の説明〕 区民意向調査による	74.5%	79.0%	82.0%	85.0%

取組項目③ 介護者支援の充実

No.	事業名	事業内容（担当課）			
10	家族介護者支援事業の充実	<p>家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、「ほっと一息、介護者ヘルプ事業※1」、「徘徊高齢者探索システム事業※2」、「介護用品の支給事業」など、区独自の多様な支援を行います。</p> <p>※1 「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」…高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした支援サービス。区が委託した民間事業者がヘルパーを派遣し、生活援助の代行を行う事業。</p> <p>※2 「徘徊高齢者探索システム事業」…認知症の高齢者が徘徊した時に、GPSを使用して位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者在宅支援課)</p>			
11	介護における心の相談【新】	臨床心理士が介護者や関係機関の支援者からの相談を受け、共に考える「介護者の心の相談」を実施し、介護者の心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図ります。 (在宅医療・生活支援センター)			
12	ダブルケア等の支援【新】	親の介護と育児を同時にを行うダブルケアや、障害のある子と認知症の親など、複数の生活課題を抱えた世帯を支援する各機関からの相談に応じ、世帯全体に対して一貫的な支援が行えるよう、関係機関をコーディネートします。 (在宅医療・生活支援センター)			
取組項目③の指標					
指標名		現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
今後も在宅での介護を続けていけると思う人の割合 〔指標の説明〕 〔区民意向調査による〕		87.9%	90.0%	90.0%	90.0%

取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進

No.	事業名	事業内容（担当課）
13	ワーク・ライフ・バランスセミナー	中小企業の事業主や労務担当者等を対象に、仕事と生活の調和に関する意識啓発を主眼とした講演会等を実施することにより、事業所側のワーク・ライフ・バランスに対する認識を高め、男女共に多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを促します。 (男女共同参画担当) (産業振興センター)
14	事業所への働き方改革に関する情報提供	区内事業所や労働者に対して、多様な働き方や長時間労働の見直し等、働き方改革に関する情報提供を行います。また、男性従業員の育児・介護休業の取得が推進されるよう、国・都が実施する様々な両立支援制度の周知を図ります。 (産業振興センター) (男女共同参画担当)
15	子育てを応援する企業・事業者の取組推進	区内事業者の子育て支援に関する取組を推進するため、従業員の仕事と家庭の両立支援や地域の子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰する「子育て優良事業者表彰」を実施し、その取組内容等を公表・周知します。 (子ども家庭部管理課)
16	総合評価方式による入札	区が発注する一定規模の建設工事を対象に、区の子育て優良事業者表彰を受けている場合や次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に、総合評価の加点対象とする入札方式を適用します。 (経理課)
17	一般事業主行動計画の策定等支援【新】	法改正等を踏まえ、区内事業者に対して、産業関係団体と連携して「一般事業主行動計画」の策定及び改定を促すとともに、国や東京都による支援制度の活用等を図りながら、同計画の策定及び改定を支援します。 (産業振興センター)

取組項目④の指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
区内事業所において ワーク・ライフ・バランス に取り組んでいる事業所の 割合 〔【指標の説明】 男女共同参画に関する意識 と実態調査による〕	53.2%	65.0%	76.0%	87.0%

取組項目⑤ 就労支援の充実		
No.	事業名	事業内容（担当課）
18	女性の再就職支援の 推進	子育てや介護で仕事を離職した女性など、就労を希望する女性を対象として、公益財団法人東京しごと財団との共催による女性再就職支援セミナーを開催し、女性のニーズに応じた再就職を支援します。 (男女共同参画担当) (産業振興センター)
19	創業支援	女性・若者等の創業を希望する人を対象に、起業に係る各種手続きや資金計画の立て方を学ぶセミナーを実施します。また、起業・創業した方の経験から学ぶワークショップ等を実施し、創業後の順調な発展につながる支援の充実を図ります。 (産業振興センター)
20	ひとり親の就業支援	就労機会の拡大と生活の安定に寄与する資格の取得を目指すひとり親に対し、生活費や受講費用の負担軽減のための給付金を支給することにより、就労自立を支援します。 (子ども家庭部管理課)

取組項目⑤の指標				
指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
就労支援センターの利用に より就職が決定した人数 〔【指標の説明】 担当課調査による〕	465人(※)	850人以上	850人以上	850人以上

(※) 新型コロナウィルス感染症の影響により、例年に比べて数値が減少しています
(参考：平成30年度(2018年度)実績719人)。

3 取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
21	区役所における女性活躍の推進	女性職員の活躍推進につながる研修等によるキャリアアップ支援を行い、管理職に占める女性職員の割合を増やします。また、男性職員の育児に関する休暇・休業の取得を促進し、女性が働きやすい環境づくりを進めます。 (人事課)		
22	事業所における女性活躍の推進	職場における固定的な性別による役割分担意識や仕事のやり方を見直し、女性が活躍しやすい職場づくりに向けた意識改革や風土の改善を促進するため、区内事業所に対して啓発冊子の配布等による働きかけを行います。 (男女共同参画担当)		
取組項目⑥ の 指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
区内事業所における女性管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合 〔指標の説明〕 男女共同参画に関する意識と実態調査による	25.4%	27.0%	28.5%	30.0%

取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進				
No.	事業名	事業内容 (担当課)		
23	区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進	区政における政策・方針の意思決定過程に女性の参画を進めるため、審議会等における女性委員の登用を推進します。 (男女共同参画担当)		
24	多様な区民参加手法の推進	より多くの区民が地域の課題を共有し、議論できる機会を増やしていくため、性別・年齢等のバランスを考慮した上で無作為に抽出された区民による意見交換会のほか、ワークショップ、オープンハウスなどの手法を活用し、女性を含む多様な区民の区政参加を促進します。 (企画課)		
取組項目⑦ の 指標				
指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
区の審議会等における女性委員の登用割合 〔指標の説明〕 担当課調査による	36.3%	40.0%	45.0%	50.0%

取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

No.	事業名	事業内容（担当課）
25	地域防災における男女共同参画の推進	災害時に避難生活の場となる震災救援所のあり方や備蓄品の確保に、女性の視点を取り入れるための取組を進めます。（防災課）
26	防災会議における男女共同参画の推進	防災に関する政策や方針の意思決定過程に女性視点での意見が反映できるよう、防災会議委員における女性の参画を促進します。（防災課）
27	女性のための防災講座 【新】	女性の視点を踏まえた災害対策を学び考える講座を開催し、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を図ります。（防災課）

取組項目⑧ の 指標

指標名	現状値	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
区の防災対策において女性の視点が生かされていると感じる人の割合 〔【指標の説明】 担当課調査による〕	—	70.0%	80.0%	90.0%

4 取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発				
No.	事業名	事業内容（担当課）		
28	男女平等推進センター啓発講座	男女平等推進センターの男女共同参画啓発講座について、区内で活動する地域団体やNPO法人等の企画・運営により、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等の多様なテーマ・内容で実施します。（男女共同参画担当）		
29	男女平等推進センターにおける情報・資料提供	男女平等推進センターの情報・資料コーナーにおいて、男女共同参画の意識を高めるための書籍の貸出や資料提供を行います。また、情報・資料コーナーの活用が進むよう、スペースの整理や図書目録の見直し等に取り組みます。（男女共同参画担当）		
30	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進できるよう、区役所ロビー展や男女平等推進センター情報誌「ゆうCan」のほか、広報紙やホームページ、SNS※等の様々な媒体を活用し、幅広く意識啓発を行います。 ※ SNS …Social Networking Service の略。人ととの社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。（男女共同参画担当）		
31	性的少数者に対する理解の促進	関係機関、民間団体と連携・協働し、人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解が促進されるよう、講演会の開催等による啓発活動に取り組みます。（総務課）（男女共同参画担当）		
32	地域団体への男女共同参画の意識づくり 【新】	性別により役割が固定化されることなく地域活動が展開されるよう、地域団体等に対し、すぎなみ協働プラザとの連携による講座や情報発信等を通して、男女共同参画の意識啓発を図ります。（男女共同参画担当）（地域課）		
取組項目⑨ の指標				
指標名	現状値：令和3年度（2021年度）	令和6年度（2024年度）	令和9年度（2027年度）	令和12年度（2030年度）
社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 【指標の説明】 男女共同参画に関する意識と実態調査による	8.0%	30.0%	35.0%	40.0%

取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発				
No.	事業名	事業内容（担当課）	取組項目⑩ の指標	
指標名	現状値	令和6年度（2024年度）	令和9年度（2027年度）	令和12年度（2030年度）
33	学校における男女平等教育の推進 【新】	学習指導要領に基づき、指導内容の吟味と各教科等における学習内容の充実を図り、児童・生徒に対して、男女平等の観点に立った実践的態度の育成を図ります。（済美教育センター）		
34	教職員に対する人権教育研修	東京都教育委員会が主催する人権教育研究協議会への参加や各種研修の受講を通して、教職員に対し、人権を尊重する精神の涵養をより一層徹底します。（済美教育センター）		
取組項目⑩ の指標				
学校生活で男女が平等になっていると思う児童・生徒の割合 【指標の説明】 区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査による	-	60.0%	65.0%	70.0%

5 取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

取組項目⑪ 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供				
No.	事業名	事業内容（担当課）		
35	配偶者等暴力防止啓発活動の推進	配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV防止啓発カードの配布等による啓発活動を行います。（男女共同参画担当）		
36	若年層に対する暴力防止教育の推進	交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVの防止について、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の中學・高校へ出張し、デートDV出前講座を実施します。（男女共同参画担当）		
37	女性のための犯罪被害防止講座 〔新〕	女性をターゲットとした犯罪による被害を防ぐため、自らの心身を守るためにできること等を学ぶ講座を開催します。（男女共同参画担当）		
取組項目⑪ の 指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
DVに対する区民の認識 （「大声で怒鳴る」行為をDVと認識している区民の割合） 〔指標の説明〕 男女共同参画に関する意識と実態調査による	85.1%	88.0%	91.0%	94.0%

取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実				
No.	事業名	事業内容（担当課）		
38	DV専用ダイアル	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、専門の相談員が一人ひとりの事情に配慮した相談に応じ、関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。（男女共同参画担当）		
39	あらゆる暴力・女性問題に対する相談	母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。（保健サービス課）		
40	母子・女性・家庭相談	ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、婦人相談員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行います。 ※母子・父子自立支援員…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。（杉並福祉事務所）		
41	子どもと家庭の相談	子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげます。（子ども家庭部管理課）		
取組項目⑫ の 指標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
DV被害者が公的機関に相談した割合 〔指標の説明〕 男女共同参画に関する意識と実態調査による	19.5%	30.0%	40.0%	50.0%

取組項目⑬ 配偶者暴力等被害者支援と各種関連の強化				
No.	事業名	事業内容（担当課）		
42	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、DV被害を潜在化させることなく、相談を適切な支援につなげます。配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させていきます。（男女共同参画担当）（杉並福祉事務所）		
43	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置	住民基本台帳事務における支援措置	DV及びストーカー行為等の被害者の現在住所地が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。（区民課）	
		国民健康保険における支援措置	住民基本台帳事務における支援措置制度があってもなお、住民登録を変更することができない場合、現在住所地などの確認ができれば、国民健康保険に加入できる取扱いを行います。（国保年金課）	
		保育園入園における支援措置	入園申し込みに関しては、区に住民登録がなくても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認し、ひとり親世帯に準じたものとして適切に対応します。なお、在園中は、日常の保育を通して保護者や児童の心身の変化を感じとり、早期発見のため経過を注視し必要に応じて各関係機関と連携して対応します。（保育課）	
		就学事務・就学援助における支援措置	被害者の子どもの安全確保のため、加害者からの追及の危険が及ばないよう、区立小・中学校への入学、転校、在籍状況等の適切な対応を図ります。また、区に住民登録がない場合であっても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認した上で、ひとり親世帯に準じた対応を進めます。（学務課）	
44	母子生活支援施設への入所等支援	DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行う、母子生活支援施設への入所を支援します。また、DV被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護を行います。（杉並福祉事務所）		
45	各種関係機関・庁内 関係各課との連携	「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的に開催し、各種関係機関と区が関連情報の共有と今後の対応等に向けた意見交換を行います。（男女共同参画担当）		
取組項目⑬ の 指 標				
指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
DV被害を誰かに相談した被害者の割合 〔【指標の説明】 男女共同参画に関する意識と実態調査による〕	21.4%	24.0%	27.0%	30.0%

6 取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

取組項目⑭ ひとり親家庭の支援の充実				
No.	事業名	事業内容（担当課）		
46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	親の就労、就活または就学などで日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に対して、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供することにより、ひとり親家庭の就労自立を側面から支えます。 （子ども家庭部管理課）		
47	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施します。 （子ども家庭部管理課）（杉並福祉事務所）		
取組⑭ の指標				
指標名	現状値：令和2年度（2020年度）	令和6年度（2024年度）	令和9年度（2027年度）	令和12年度（2030年度）
ひとり親家庭の相談件数 〔【指標の説明】 担当課調査による〕	5,330件	5,000件	5,000件	5,000件

取組項目⑮ 女性がいきいきと暮らせる健康づくり				
No.	事業名	事業内容（担当課）		
48	心の健康づくりの推進	近年、心の病気になる人が急増している状況に加え、感染症の蔓延などにより生活様式や就労環境が大きく変化したことにより、ストレスを抱え、心に変調をきたす人達の増加が予測されるため、心の健康に関する講演会や保健センターで心の健康相談を実施します。また、うつ病対策としての出産前後の心の相談やうつ病患者の家族支援のほか、自殺予防対策の取組を進めます。 （保健予防課）（保健サービス課）		
49	特定不妊治療費の助成 【新】	高額な治療費のかかる特定不妊治療に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。 （健康推進課）		
50	不妊相談 【新】	妊娠を望む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座、認定専門看護師等の専門職による相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。 （健康推進課）		
51	子宮頸がん・乳がん検診 【新】	女性特有のがんによる死亡率を下げる目的で、がんの死亡率減少効果が科学的に証明されている、国の指針に基づく子宮頸がん及び乳がん検診を隔年実施（2年に1回）します。 （健康推進課）		
取組項目⑮ の指標				
指標名	現状値：令和元年度（2019年度）	令和6年度（2024年度）	令和9年度（2027年度）	令和12年度（2030年度）
杉並区女性の65歳健康寿命 〔【指標の説明】 東京保健所長会方式〕	86.7歳	87.3歳	87.8歳	88.2歳

取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実

No.	事業名	事業内容（担当課）		
52	男女平等推進センター 相談事業	家族、生き方、人間関係、性的少数者について等の悩み全般について、専門の女性相談員が相談を受け、ともに考える一般相談を実施します。また、離婚、養育問題等について女性弁護士による法律相談を実施します。 (男女平等参画担当)		
取組項目⑯ の指標				
指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
男女平等推進センター 一般相談件数 〔【指標の説明】 担当課調査による〕	822 件	900 件	950 件	970 件

第4章 計画の推進に向けて

1 区役所における男女共同参画の推進

○区は、区内事業所の模範となるよう、「特定事業主行動計画の推進」をはじめとする、区役所における男女共同参画の取組を推進します。

No.	事業名	事業内容（担当課）					
1	特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画「ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げた取組を推進し、目標及び指標の達成を図ります。					
		目標	指標				
			項目	現状値	令和7年度（2025年度）		
		(1)男性職員の配偶者支援と子育てへの参加促進	・男性職員の出産支援休暇取得率※1	71.1%（令和2年）	100%		
			・男性職員の育児参加休暇取得率※2	71.1%（令和2年）	100%		
			・男性職員の育児休業取得率※3	33.3%（令和2年）	30%		
		(2)年次有給休暇の取得の促進	・職員の年次有給休暇取得率	66.0%（令和2年）	80%		
			・職員の月当たり平均超過勤務時間	11.7時間（令和2年度）	10時間		
		(4)女性職員のキャリア形成支援等	・管理職に占める女性職員の割合	21.2%（令和3年度）※4	30%		
			・係長級に占める女性職員の割合	43.8%（令和3年度）※4	50%		
※1 配偶者が出産した男性職員のうち、1時間以上出産支援休暇を取得した男性職員数の割合 ※2 配偶者が出産した男性職員のうち、1時間以上育児参加休暇を取得した男性職員数の割合 ※3 3歳未満の子どもがいる男性職員のうち、1日以上育児休業を取得した職員数の割合 ※4 令和3年4月1日現在							
(人事課)							
2	在宅勤務型テレワークの推進	令和3年(2021年)3月からの試行実施結果を踏まえ、同年12月より「在宅勤務型テレワーク」を本格実施し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進等を図ります。					
3	ハラスメント防止体制の推進	各課・各事務所に各種ハラスメントの相談員及び防止担当者を設置するとともに、研修等を通してハラスメントに関する正しい理解促進を図ります。					
4	男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	男女共同参画や人権問題に関する職員研修を実施します。（人事課）また、「男女共同参画ニュース」を定期的に発行し、職員の意識啓発とともに、男女共同参画の観点に立った施策・事業の企画・立案・実施につなげます。（男女共同参画担当）					
5	性的少数者に対する理解の促進	研修や情報提供を通して、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図ります。（総務課）（男女共同参画担当）					

2 計画の推進体制と進捗管理

- 本計画の推進を図るため、庁内組織である「杉並区男女共同参画推進会議」※において各年度の取組の進捗状況を点検・評価するとともに、その結果等を踏まえ、今後に向けた必要な措置を講じます。なお、取組項目毎に設定した指標の達成度の確認等に資するため、基本的に3年ごとの頻度で「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を実施していきます。
- この点検・評価に当たっては、あらかじめ「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」に進捗状況を報告し、意見を聴取します。なお、上位計画である「杉並区総合計画」の改定等を踏まえて、所要の改定・見直しを行っていきます。
- また、男女共同参画に関する国や東京都、他自治体の動向等に関する調査・研究を適宜行い、本計画の改定・見直し等に生かしていきます。

※ 杉並区男女共同参画推進会議…杉並区における男女共同参画に関する総合的な施策を推進するために設置した庁内組織で、副区長、教育長及び部長級職員により構成。推進会議には、所管部長及び関係課長で構成する幹事会を置き、推進会議から付議された事項の調査・検討等を実施。

資料編

策定経過

(1) 男女共同参画推進区民懇談会

回	開催年月日	主な内容
第1回	令和2年12月16日	杉並区男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（案）（令和元年度実績）について
第2回	令和3年3月22日	男女共同参画に関する意識と生活実態調査の実施について
第3回	令和3年8月25日	男女共同参画に関する意識と生活実態調査の結果速報について
第4回	令和3年11月24日	杉並区男女共同参画行動計画改定案の骨格等について
第5回	令和4年1月26日	杉並区男女共同参画行動計画改定案について
第6回	令和4年4月25日	杉並区男女共同参画行動計画（案）に対する区民等の意見提出手続結果について

(2) 男女共同参画推進会議

回	開催年月日	主な内容
第1回	令和2年11月25日	杉並区男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（令和元年度実績）（案）について
第2回	令和4年1月24日	杉並区男女共同参画行動計画改定素案について

(3) 男女共同参画推進会議幹事会

回	開催年月日	主な内容
第1回	令和2年11月19日	杉並区男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（案）（令和元年度実績）について
第2回	令和3年4月15日	男女共同参画に関する意識と生活実態調査について
第3回	令和3年8月19日	男女共同参画に関する意識と実態調査の結果速報について
第4回	令和3年11月19日	杉並区男女共同参画行動計画改定案の骨格等について
第5回	令和4年1月14日	杉並区男女共同参画行動計画の改定について
第6回	令和4年4月28日	杉並区男女共同参画行動計画（案）に対する区民等の意見提出手続結果について

(4) 区民等の意見提出手続(パブリックコメント)

実施期間	意見件数
令和4年3月1日～3月31日	意見提出：5件（個人5件・団体0件） 延べ8項目

杉並区男女共同参画推進区民懇談会運営要綱

平成 26 年 1 月 28 日
杉並第 55712 号

改正 平成 28 年 3 月 7 日 杉並第 62232 号 平成 30 年 3 月 29 日 杉並第 69497 号
令和 2 年 3 月 9 日 杉並第 64762 号 令和 4 年 3 月 4 日 杉並第 63435 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区男女共同参画推進区民懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は男女共同参画に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聞くことを目的とする。

- (1) 区民の意識啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた杉並区行動計画の推進に関すること。
- (3) その他、区民生活部長が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
- (2) 地域団体等から推薦を受けた者 6 人以内
- (3) 一般公募 5 人以内

2 構成員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 4 条 懇談会は、必要に応じて区民生活部長が招集する。

- 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適したものを選出する。
- 3 区民生活部長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 懇談会は、公開とする。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、区民生活部管理課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、区民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 7 日 杉並第 62232 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 杉並第 69497 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 9 日 杉並第 64762 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 4 日 杉並第 63435 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員名簿

No	選出分野	役職・団体名	第11期委員・氏名
1	学識経験者	公益財団法人 日本女性学習財団 理事長	村松 泰子
2		杉並法曹会 幹事 弁護士	高畠 満
3	地域団体等推薦	杉並区民生委員児童委員協議会 下高永福地区民生委員児童委員協議会 会長	渡邊 健三
4		杉並区町会連合会監事	長瀬 久子 (～令和3年5月31日)
5		杉並区町会連合会常任理事	半田 明子 (令和3年6月1日～)
6		杉並区商店会連合会副会長	成美 順美
		杉並女性団体連絡会運営委員	原 民子
7		東京都労働相談情報センター所長	高本 賢司 (～令和3年4月19日) 村山 隆 (令和3年4月20日～)
8	関係機関推薦	社会福祉法人救世軍社会事業団 救世軍婦人寮施設長	室 孝子
9		東京商工会議所杉並支部 商業分科会 副分科会長	森川 純一
10			赤池 紀子
11	一般公募		石川 貴善
12			近藤 眞司
13			平野 美智子
14			三浦 雅子

※第11期任期・・・令和2年4月1日～令和4年3月31日

(敬称略)

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下

この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

最終改正：令和元年6月5日法律第24号

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雜則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家

庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定め

るものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十

- 四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

- 第十二條 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三條 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるととき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主について適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条规定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（當時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいざれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいざれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その

- 他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その

一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）

及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関する知識を得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知識を得た秘密については、第二十八条の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：令和元年6月26日法律第46号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条一第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止す

るとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その

他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同

じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、

被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を醸させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けで著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必

要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過するまでの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一條 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立て人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けた身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立て人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立て書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立て書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立て人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立て書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立て人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立て人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関する更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立て人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立て人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立て書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立て書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立て書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立て人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談

支援センター) の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられ

た後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰するとのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の

うち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第十四項まで、第十二条第一項第一号から第十四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条

の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求める場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕

男女共同参画に関する行政関係年表

年 次	国連、国、都	杉 並 区
1975 年 (昭和 50 年)	・国際婦人年【国連】 ・国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択【国連】	
1976 年 (昭和 51 年)	・国連婦人の十年(～1985 年)【国連】	
1977 年 (昭和 52 年)	・「国内行動計画」発表【国】 ・東京都婦人相談センター発足【都】	
1978 年 (昭和 53 年)	・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定【国】	
1979 年 (昭和 54 年)	・国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択【国連】 ・東京都婦人情報センター発足【都】	・第1回婦人問題に関する打ち合わせ会開催
1980 年 (昭和 55 年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択【国連】	・社会教育部副主幹設置[社会教育施設建設担当婦人問題担当(兼務)]
1981 年 (昭和 56 年)	・ILO 総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(156 号)」及び「同勧告(165 号)」採択【国連】 ・「国内行動計画後期重点目標」決定【国】	・第1回婦人行政関係課長会開催
1982 年 (昭和 57 年)		・「杉並区婦人総合施策」策定
1983 年 (昭和 58 年)	・「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定【都】	
1984 年 (昭和 59 年)		・社会教育部副参事(婦人青少年担当)設置 ・杉並区婦人関係行政推進会議設置
1985 年 (昭和 60 年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択【国連】 ・「男女雇用機会均等法」成立【国】 ・「女子差別撤廃条約」批准【国】	・「国連婦人の十年」最終年記念「婦人のつどい」開催
1986 年 (昭和 61 年)		・組織改正(社会教育部副参事→社会教育部婦人青少年室)
1987 年 (昭和 62 年)	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定【国】	
1989 年 (平成元年)		・社会教育センター開館(女性会館機能有)女性相談事業開始
1990 年 (平成 2 年)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択【国連】	
1991 年 (平成 3 年)	・「育児休業等に関する法律」成立【国】 ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定【国】 ・「女性問題解決のための東京都行動計画－21 世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」策定【都】	・組織名称改正(婦人青少年室→女性・青少年室)、用語の変更(婦人→女性)
1992 年 (平成 4 年)		・杉並区女性関係施策懇談会設置
1993 年 (平成 5 年)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択【国連】	・組織改正(教育委員会社会教育部女性・青少年室→区長部局女性・児童部女性・青少年課)

年 次	国連、国、都	杉 並 区
1994 年 (平成 6 年)	・「男女共同参画室、男女共同参画審議会」設置【国】 ・「男女共同参画推進本部」発足【国】	・「(仮称) 杉並区立総合児童センター及び(仮称) 杉並区立男女平等推進センター建設協議会」設置
1995 年 (平成 7 年)	・第 4 回世界女性会議開催「北京宣言及び行動綱領」採択【国連】 ・「育児・介護休業法」成立【国】 ・ILO156 号(家族的責任条約)批准【国】	・「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」策定
1996 年 (平成 8 年)	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申【国】 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画 2000 年プラン」策定【国】	
1997 年 (平成 9 年)	・「男女雇用機会均等法」改正【国】	・杉並区立男女平等推進センター開設 ・「杉並区男女共同参画都市宣言」告示
1998 年 (平成 10 年)	・「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定【都】	・「男女共同参画都市宣言・男女平等推進センター開館一周年記念事業」実施(男女共同参画推進本部・総理府、杉女連共催事業)
1999 年 (平成 11 年)	・「男女共同参画社会基本法」成立【国】 ・「女子差別撤廃条約の選定書」採択【国】 ・「新エンゼルプラン」策定【国】	・「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」を改定(H11.3)
2000 年 (平成 12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議(北京+5)」開催【国連】 ・「男女共同参画基本計画」策定【国】 ・「東京都男女平等参画基本条例」制定【都】	・「女性に対する暴力」問題対策連絡会議設置(H12.10.5)
2001 年 (平成 13 年)	・内閣府男女共同参画局設置【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立【国】	・杉並区組織改正により所管課を女性児童部女性青少年課から区民生活部文化交流課男女共同参画推進担当へ移す(H13.4.1)
2002 年 (平成 14 年)	・「少子化対策プラスワン」決定【国】 ・男女共同参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定【都】	・「全国男女共同参画宣言都市サミット in すぎなみ」開催(H14.10.3)
2003 年 (平成 15 年)	・「次世代育成支援対策推進法」成立【国】 ・「少子化社会対策基本法」成立【国】	
2004 年 (平成 16 年)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正【国】 ・「育児・介護休業法」改正【国】	・「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」を改定(H16.3)
2005 年 (平成 17 年)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」開催【国連】 ・男女共同参画基本計画(第 2 次)を閣議決定【国】	
2006 年 (平成 18 年)	・「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」答申【都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画策定(H18.3)【都】	
2007 年 (平成 19 年)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催(ニューヨーク)【国連】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 H20.1.11 施行)【国】 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章策定【国】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画」改定【都】	・「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」を改定(H19.3) ・「男女共同参画都市宣言」、「男女平等推進センター開館」10 周年記念事業開催
2008 年 (平成 20 年)		
2009 年 (平成 21 年)	・「育児・介護休業法」改正【国】 ・東京都配偶者暴力対策基本計画改定【都】	・組織名称改正により所管課名称が文化・交流・男女共同参画課となる。 ・「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」を改定(H21.3)

年 次	国連、国、都	杉 並 区
2010 年 (平成 22 年)	・国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク)【国連】 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定【国】	・杉並区組織改正により、所管課を区民生活部文化・交流・男女共同参画課から、区民生活部管理課へ移す。
2012 年 (平成 24 年)	・「男女平等参画のための東京都行動計画」改定【都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定【都】	・男女共同参画都市宣言 15 周年記念事業開催
2013 年 (平成 25 年)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正【国】	・「杉並区男女共同参画行動計画」改定(H25.3)
2014 年 (平成 26 年)	・国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択【国連】	
2015 年 (平成 27 年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立【国】 ・国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合開催(ニューヨーク)【国連】 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定【国】	
2016 年 (平成 28 年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行【国】	・「杉並区男女共同参画行動計画」改定(H28.1) ・「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」策定(H28.4)
2017 年 (平成 29 年)	・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定【都】	・男女共同参画都市宣言 20 周年記念事業開催
2018 年 (平成 30 年)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行【国】 ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定【都】	・「杉並区男女共同参画行動計画」改定(H30.3)
2019 年 (平成 31 年・ 令和元年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正【国】 ・「労働施策総合推進法」改正【国】 ・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定【都】	
2020 年 (令和 2 年)	・国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合開催(ニューヨーク)【国連】 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定【国】	
2022 年 (令和 4 年)	・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定【都】	・「杉並区男女共同参画行動計画」改定(R4.6)